

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年12月20日

関東地方整備局長 若林 伸幸

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和4年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本業務は、契約事務処理の効率化を図るため入

札契約手続支援システムの改良・更新を行うものである。

入札契約手続支援システムは、入札・契約手続時における必須システムであるため、障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良については、迅速な対応を行わなければ契約手続等の遂行が著しく困難となる。

また、業務において高度で高い信頼性が求められるとともに、システム構築の知識や経験があるだけでなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、関連する各システムとの連携を図りつつ改良を行わなければならないため、本システムに関する幅広い知識と経験が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する

公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 R 4 入札契約手続支援システム改良
業務

(2) 業務内容 ①入札契約手続支援システムの改
良・更新
②入札契約手続支援システムの
運用保守

(3) 履行期間 令和4年4月1日～令和5年3月
31日

3. 業務目的

本業務は、契約事務処理の効率化を図るため入札契約手続支援システムの改良・更新を行うもの

である。また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、契約手続事務に支障をきたさないための保守作業を行うものである。

4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(令和04・05・06年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)のうち「役務の提供等」に申請を行い受理され、令和4年4月1日に認定がなされる者であること。)なお「競争参加者の資

格に関する公示」(令和3年3月31日)に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- ③会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。)でないこと。
- ④関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦参加意思確認書を提出しようとする者の

間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ)親会社等を同じくする子会社等同士
の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4

号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則

第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定す

る定款に別段の定めがある場合
により業務を執行しないことと
されている取締役

ii 会社法第402条に規定する指名委
員会等設置会社の執行役

iii 会社法第575条第1項に規定する
持分会社(合名会社、合資会社又は
合同会社をいう。)の社員(同法第
590条第1項に規定する定款に別段
の定めがある場合により業務を執
行しないこととされている社員を
除く。)

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であっ
て i から iv までに掲げる者に準ず
る者

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会
社等の民事再生法第64条第2項又は
会社更生法第67条第1項の規定によ
り選任された管財人(以下単に「管財

人」という。)を現に兼ねている場合
(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2)技術力に関する要件

- ①本番環境に準じたテスト環境(テストデータの作成を含む。)を契約締結時点において受注者自ら構築できること。
- ②契約締結時点において稼働している機能に改良が発生した場合、迅速な対応をとれる体制を構築できること。
- ③設備・システムにおいて改良に必要な機器等を受注者自ら準備(動作環境の設定を含む)できること。

(3)中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規程が社内規則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(4)守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規程があること。

(5) 業務執行体制に関する要件

- ① 業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。
- ② システム及びサーバにおいて、予期せぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及び休日に関わらず、業務が行えること。
- ③ 緊急時及び障害発生時等に対応するため、監督職員と主任技術者との連絡が常に確保できる体制を維持できること。

(6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成23年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上実績を有していること。

- ・ 同種業務：公共事業におけるWeb型システムの開発又は改良を行った業務
- ・ 類似業務：Web型システムの開発又は改良を行った業務（同種を除く）

(7) 配置予定技術者に関する要件

- ① 資格要件

下記に掲げるいずれかの資格を有すること。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（情報工学部門）、又は情報工学部門）
- ・ PMP (Project Manegement Professional)
- ・ 情報処理技術者試験
 - プロジェクトマネージャ試験
 - システムアーキテクト試験
 - ネットワークスペシャリスト試験
 - データベーススペシャリスト試験
 - システム監査技術者試験
 - 応用情報技術者試験
 - 基本情報技術者試験
- ・ 情報処理安全確保支援士

② 業務経験

配置予定主任技術者は、平成23年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有していなければならない。

- ・ 同種業務：公共事業におけるW e b 型

システムの開発又は改良を行った業務

・類似業務：Web型システムの開発又は改良を行った業務（同種を除く）

③専任性

手持ち業務量が、4億円未満、10件未満であること。

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区
新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館17階
関東地方整備局総務部契約課購買第一係
電話： 048-600-1327

② 技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区
新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館18階
関東地方整備局企画部技術調査課教習係
電話： 048-600-1332

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①説明書を上記(1)②の担当部局で交付する。

交付期間は令和3年12月20日から令和4年1月7日までの土曜日、日曜日及び休日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日)を除く毎日、9時15分から18時00分まで(最終日は16時まで)とする。

また、郵送(着払い)による交付も行うので、上記(1)②に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

②電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)②に事前連絡を行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和4年1月7日(金)16時00分

提出場所：上記(1)②に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達

の記録が残るものに限る。)、若しくは電子メールによる。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報入手のための照会窓口

5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案

書の提出を要請する際の提出予定期限

令和4年2月3日(木)18時00分

(4) 本公示の応募要件は、上記4. (1) ②に掲

げる令和04・05・06年度一般競争(指名競

争)参加資格(全省庁統一資格)の申請を行

い受理されていることが条件となり、令和4

年4月1日に一般競争(指名競争)参加資格

(全省庁統一資格)の認定がなされていない

場合には、応募要件を有しない者のした参加

意思確認書及び企画提案書の提出に該当し、

応募は無効となる。

(5) 詳細は説明書による。

7 . Summary

- (1) Subject matter of service : Bid contract procedure support system improvement duties in 2022 fiscal year 1 set
- (2) Time-limit to express interests: 4:00 P.M 7 January 2022
- (3) Contact point of documentation relating to the proposal: Training Section, Engineering Affairs Survey Division, Planning Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-ken, 330-9724, Japan TEL 048-600-1332
- (4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs: No.1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau